

# もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故（以下『事故』という）によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

## 1. お支払いする保険金

| 保険金の種類  | 保険金をお支払いする場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | お支払額                                                |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 死亡保険金   | 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                   | 3,000万円                                             |
| 後遺障害保険金 | 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。                                                                                                                                                                                                                                                | 120万円～<br>3,000万円                                   |
| 入院保険金   | 事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 5,000円<br>(1,000日限度)                                |
| 手術保険金   | 事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率（入院中に受けた手術の場合：20倍・外来で受けた手術の場合：5倍）を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限りません。<br>①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術（※1）<br>②先進医療に該当する手術（※2）<br>（※1）以下の手術は対象となりません。<br>創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術<br>（※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。 | 入院中の手術の場合<br>100,000円<br><br>外来で受けた手術の場合<br>25,000円 |
| 通院保険金   | 事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。<br>※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。                                                                                                                                                                                     | 3,000円<br>(90日限度)                                   |

## 2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動（テロ行為を除きます。）などによる事故。
- ・頸部症候群（いわゆる『むちうち症』）または腰痛で医学的他覚症状のないもの など  
に対しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

### 3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

#### 1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

#### 2. 保険金ご請求のお手続き

- (1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。  
(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)
- (2) 被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

### 4. 個人情報の取扱について

- もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜(株)に提供します。
- 損保ジャパン日本興亜(株)は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜(株)の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。
- なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜(株)の公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。
- もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

### ご契約、事故に関するお問い合わせ先

#### 取扱代理店

**株式会社ホンダスタッフィングサービス**

**〒510-0201 三重県鈴鹿市稲生町7992**

**TEL:059-370-0247 (営業時間平日9:00~18:00)**

**FAX:059-370-0248**

#### ご契約に関するお問合せ先

**損害保険ジャパン日本興亜(株) 三重支店 四日市法人支社**

**TEL : 059-353-6557 FAX : 059-351-5417 (営業時間平日9:00~17:00)**

#### 事故に関するお問合せ先

- ・『ツインリンクもてぎ』での事故

**損害保険ジャパン日本興亜(株) 関東保険金サービス第二部 栃木火災新種保険金サービス課**

**TEL:028-633-7431 FAX:028-633-7456 (営業時間平日9:00~17:00)**

- ・『鈴鹿サーキット』での事故

**損害保険ジャパン日本興亜(株) 中部保険金サービス第一部 愛知火災新種保険金サービス第一課**

**TEL:052-953-3911 FAX:052-953-3691 (営業時間平日9:00~17:00)**